

社会福祉法人指導監査結果

- 1.指導監査実施日 平成28年1月14日(水)
 2.法人名称及び住所 社会福祉法人浜坂会
 鳥取市浜坂六丁目4-18
 3.実地・書面の別 実地検査
 4.監査担当課 鳥取市福祉保健部高齢社会課
 5.文書指摘事項

区分	指摘事項	前回監査時 指摘事項
I-3 理事会の状況	貴法人定款第12条第2項の規定によると、施設の長は理事会の議決を経て理事長が任免となっているが、議事録では報告のみで議決の確認ができなかった。定款の定めのとおり手続きを行うこと。	
III-3 会計管理の状況	保育所の私的契約利用料について、現金で収納したものは、貴法人経理規程第22条の規定によると、3日以内に金融機関に預け入れなければならないとなっているが、3日以内の入金が守られていない。適正に会計処理を行うこと。	
III-3 会計管理の状況	貴法人経理規程第10条第1項の規定によると、寄付金台帳を備えることとなっているので、過去の寄付金についても総額がわかるように整理し報告すること。	
III-3 会計管理の状況	支出伺において、支払日の異なるものが同一日に支払うように処理されていたので、処理方法について見直しを検討されたい。	